

東洋史研究

第三十六卷 第一號 昭和五十二年六月 發行

宋代に於ける官田出賣策

島 居 一 康

はじめに

一 官田出賣策の推移

(一) 北宋期

(二) 南宋期

二 官田の出賣方式

(一) 出賣價格

(二) 租額と税額

三 「見佃人」對策

(一) 離業・割佃

(二) 優遇措置

小 結

はじめに

1

宋代の官田については、これを國家の土地政策という視點から系統的に論じた研究は少ない。かつて、宋代の土地所有が封建的國有制であつたか地主的土地所有であつたかという論争の中で、官田の比重が問題とされたことがあり、南宋の官田の種類やその生産形態を概観したもの⁽³⁾、或いは經營類型を分析したものはあるが、官田と民田とに於ける土地政策上の差異が充分に踏まえられてはいないようである。その理由としては、宋代土地所有制の基本性格について我々がまだ充

分な認識を持ち得ていないという大きな理由の他に、宋代に於ける官田の總量がさほど大きくはなかったと見られていること、また、官田と稱せられる地目が多種にわたり、かつそれぞれの來歴や運用方法が一樣でなかったこと等をあげることができよう。

しかし、これまでの宋代の土地制度の研究、とりわけ耕作者「佃戸」に關する問題を扱った諸研究に於いて、様々の論點を提起する根據とされた史料の多くは官田に關するものであったし、さらにまた、官莊客戶の身分的隸屬、所謂「佃權」、剝佃など、官田に見られた諸種の事例・慣行が、等しく「佃戸制」乃至は小作關係という範疇でとらえられ、並行的に民田にも移されて解釋されることも多い⁽⁴⁾。

宋代の官田は、單に民田との地目の相違、或いは帳籍上の差異といった形式的なちがいでなく、國家の土地規制のあり方に於いて、民田とは異なる面を持っていたのではあるまいか。

一口に官田といっても、宋代に於ける官田の地目は多様である。學田や職田の他、軍事・國防の目的で設置された屯田・官莊がある。但し宋代の屯田のうちには、周知の如く、五代の時期に諸國が國境接壤地帯に設置した屯田で、宋朝の征服後、事實上民田化していた特殊なものを含む。また營田も、その内實は様々であったが官田として運営された。荒田や逃田、戸絶田といった無主の地も官田であり、籍没田や折納田・抵當田など、政治・經濟上の理由で沒收されたのち、官田として運用されたものもある。

また、宋代に於いては、官が民田から收めるのは税であり、官田から收めるのは租である⁽⁵⁾。しかしこれはあくまで原則上の區別であって、現實の土地政策に於いては複雑な形態をとっていた。例えば荒田では、請佃後一定年限は無税で、耕作者が兩税を負擔できるようになった段階で田土を給して税戸化させる政策がとられていたし、逃田に於いては、請佃に當って客戶による租佃を原則として排除しつつ、税戸に請佃させ、逃去後の年數に應じて税額を遞減させる方式が採用されていた⁽⁶⁾。學田や職田・官莊で租課が徴收されていたことはいうまでもない。また、營田のうちには、もと税額を有して

いた田土で租課を貼納させられた田土も含まれていた。⁽⁶⁾ このように宋代の官田のうちには、常に租佃を原則として運営され、租課の徴収のみを目的とした官田の他、もと税田であったが或る契機で官田化されて租課を収めさせた官田、或いは税田として兩税額を繼承するまでの間、經過的に官田として運営され、必ずしも租佃させなかった官田もあり、それぞれの來歴の多様性と相俟って、極めて複雑な様相を呈していたのである。

ところで宋代の官田の多くは、官司の手によって出賣され、一定の價格で耕作者に、或いは別人に承買されていた。出賣の対象とされた官田の地目は、北宋前期には福州官莊を除いて籍沒田や戸絶田だけであったが、次第に折納田・抵當田等の沒官田も戸絶田と同じ方法で出賣されるようになり、北宋末期には殆ど全ての官田について出賣策がとられた。これは約一年で中止されたが、南宋に入ると籍沒・戸絶等の沒官田だけでなく、沙田や荒田、さらには營田も出賣され、何度かの短い中斷期があったものの、ほぼ南宋一代を通じて、出賣策がとられていたのである。ごく大雑把に言って、宋代を通じて出賣対象とされなかった官田は、學田・職田や邊境の屯田、官莊等、軍事・行政・財政面で直接國家の利害にかかわる官田と、事實上民田化していた特殊な官田に限られていたと見てよい。

宋代の官田出賣策は、國家の土地政策としてどのような推移をたどり、その實施に當っていかなる問題が生じていたか、とりわけ耕作者の位置にどういふ影響を及ぼしていたか、これらの諸點を検討することにより、宋代官田の持つ一面を明らかにしてみたい。⁽⁶⁾

一 官田出賣策の推移

(一) 北 宋 期

唐末・五代の時期に於ける官田對策について、今これを全面的に明らかにすることはできないが、その基調が出賣を伴

わない租佃であったことはほぼ確實である。

例えば逃田・荒田については、宋代とは異なる方法で租佃されていたし、籍没田については、一例として、京兆尹の黎韓が葉縣に有していた田業が籍没され、寶曆中（八二五—八二六）までには「百姓に分給」されていた事實があるが、この分給が出賣によるものであったとは考えにくい。また、後唐の頃には籍没田は戸部に屬して功臣への賜田に充て、請射を禁じているから、當時一般に籍没田は租佃されていたと見られる。後周に於いても没官田は營田戸部に屬していた。また、營田については、後周世宗の時、戸部營田を廢して元額の租課のまま客戸に田土を與えて自立させた例がある。これらは皆、當時の官田經營の基調が租佃であり、耕作者に田土を給する政策に於いても、出賣という措置を伴うものではなかったことを示している。

宋代になると、戸絶田や籍没田が估直して出賣された事例が出てくる。文同の『丹淵集』卷三九「太子中舍王君墓誌銘」には、十一世紀初頭の頃、轉運使として蜀に在った張詠が、「五州の絶戸の遺田」を賣り、數月ならずして錢四百萬を得たという例が見えるが、これは多分蜀に於ける特例であつたと思われる。また『續資治通鑑長編』（以下『長編』と略稱）卷七一、大中祥符二年（一〇〇九）五月戊寅の條には、戸絶の後、妻が鬻産して他族に適し、事が發覺したので估價して買いつたが、有司が議し、法に準じて産業を没官したのに對し、眞宗の命で妻に産業を給し、估錢を納めさせて遺族に支與した例が見える。没官の後估賣した例ではあるが、なお「戸令」の條文の主旨を外れない措置であり、本格的な出賣策とはいえない。

しかしこの頃には既に宋朝政權も安定し、盛んに田土の賣買・典賣買が行なわれるようになっており、例えば蜀に於いて、田土が典賣されて典主の手に移った後に業主が戸絶した場合には、その田土は官に納めて檢估し、人を召して買ひ取らせることとしてゐる。⁽⁴⁷⁾

次に、籍没田について見ると、つとに加藤繁氏によって紹介され、のち宮崎市定氏によって宋初に於ける一圓的大土地

所有（唐代的な莊園）として分析された「李誠の莊」⁽⁴⁾は、その來歴は太祖の時の籍沒田であり、估直出賣されていたが永年承買人がなく、慶曆年間に李誠の孫に承買させて、佃戸の耕作を保障した例に他ならない。李誠の莊の來歴を記す魏泰の『東軒筆錄』卷八、侯叔獻の項には、

侯叔獻爲汜縣、有逃田及戶絕沒官田產最多、累經檢估、或云定價不均、內有李誠莊、方圓千里、……佃戶百家、歲納租課、亦皆與族矣、前已估及一萬五千貫、未有人承買者、

とあり、汜縣には逃田や戶絶沒官田が多く、何度か檢估されたが賣れず、李誠の莊も一萬五千貫で估直されていたが承買する者がいなかったという。

ところで、當時一般に、估直されて承買された戶絶田は肥沃な田土であり、瘠せた土地は官司が租佃させて租課を収めていた。すなわち『會要』農田、天禧三年（一〇一九）七月の詔に、

戶絶莊田、自今纔有申報、卽差官詣地檢視、其沃饒園林水磧、止令官司召人租佃、及明設疆界數目、附籍收係、其磧瘠田產、卽聽估直出市、時有司言、官司以戶絶田肥沃者市於人、而以瘠土租課、故有是詔、

とあって、戶絶田のうち肥沃なものは估直出市され、瘠土は租佃されており、この詔はこういった事態を逆轉させることを意圖したものである。しかしその後の事態を見ると、肥沃な田土の租佃は、租課が高くなるためかうまく行なわれず、蜀では天禧五年（一〇二二）に「估直貨鬻」方式に切換えられた。⁽⁵⁾

こうして天聖元年（一〇二三）には、戶絶田の租課が重く、攤配や逃移の弊もあるため、縣の令佐に地歩什物を打量させ、錢數を估計して州に申し、州は幕職官を選んで覆檢し、「見佃戸」に榜示して估に依って承買させて永業に充てるとされた。⁽⁶⁾すなわち租佃方式をやめて見佃戸に估價で承買させる方式が打ち出されたのである。この時、戶絶田を收買した見佃戸は、「只だ元額に依りて税を納め、租課を納めず、挑段請佃するを得ず」⁽⁷⁾とされているから、戶絶以前に當該田土の有していた兩税額がそのまま承買者に繼承されたわけである。

しかし陝西に於いては——ここでも没納・缺折・戸絶の莊田が少なくなかったが——なお形勢戸や有力戸が假名占田して租佃していたため、天聖五年（一〇二七）六月、「人を召して」承買させることとし、三司はこれを他路にも周知徹底させた。⁽³⁴⁾ここでは「見佃人」をどう扱うかという方針が脱落しているが、これについては翌年に、「估價高重」の場合に限り別人に承買させる意であると三司が明言している。⁽³⁵⁾なお、このように、出賣策の展開の過程で、従来租佃していた耕作者（見佃人）をどう扱うかという、所謂「見佃人」對策が問題となるが、この問題については第三節で述べることとし、ここではさらに出賣策の推移を追わねばならない。

この天聖元年敕及び五年敕を契機として、戸絶田の出賣は本格的な展開を見せるようになる。例えば、許州陽翟縣では天聖六年（一〇二八）に戸絶田三十一頃を承買させており、同年雄州では民張氏の妻の戸絶田の估直が緡錢萬餘の多きであつたため、特に同居の外甥に均給している。⁽³⁶⁾また密州では、後述するように、大中祥符八年（一〇二五）以來、戸絶が七十七戸あり、うち六戸だけが租佃され、他は荒廢していたが、天聖五年敕により官を差して估計し、人を召して四十八戸を承買させたという。⁽³⁷⁾また寶元元年（一〇三八）十一月には忻州で地震があり、民李贊ら二十五戸が戸絶し、田産を没官して、異居の親族で承買を願う者に、元價の三分を減じて承買させている。⁽³⁸⁾のち、誤って戸絶田を荒田や遠年逃田とともに職田に支撥する事件があつたが、至和二年（一〇五五）及べ治平四年（一〇六七）にも戸絶田出賣の事例があるので、この頃まで戸絶田の全面出賣策は繼續して行なわれたと見られる。ただ、嘉祐二年（一〇五七）に、戸絶田は廣惠倉に撥入して租佃せられることとなり、一部出賣對象から外されたらしいが、撥入されない戸絶田は出賣されていたらしく、熙寧二年（一〇六九）に常平倉を止めて青苗法が施行されるに及んで、再び全面出賣される。⁽³⁹⁾

ところで、これまで戸絶田や籍没田は州縣官によって檢估されて、すなわち官定價格で出賣されていたのであるが、熙寧七年（一〇七四）には提點刑獄司に提轄させて、「元佃人及び諸色人」に「實封投狀」すなわち入札によって承買させる

方式に切換えられ、出賣價錢は季ごとに提舉司に報告されて封椿され、中央の司農寺の許可を得て、諸路の常平本錢として支用することとされた。⁸⁴ この方式が一般に『出賣戸絶田産法』と呼ばれるものであり、これ以後、次々と戸絶田以外の官田も出賣対象に加えられたが、それらもこの『出賣戸絶田産法』によることとされるのである。すなわち、熙寧八年（一〇七五）には「諸畸零不成片段田土」が『出賣戸絶田産法』によって召人承買されることとされ、元豐元年（一〇七八）には抵當田産が籍没されると『賣戸絶田産法』によるとされ、さらに建中靖國元年（一一〇〇）には市易折納の田産も『戸絶田産法』によることとされたのである。⁸⁵

この時期に於ける戸絶田の没官は、李新の『跨龍集』卷二〇、「上王提刑書」に當時の戸絶に對應する官司の態度について「今不幸至于戸絶、耆隣守門、官吏據堂、括出籍入」といい、同じく卷二二、「與家中孺提舉論優恤戸絶書」に、某竊、惟戸絶之法、朝廷行之最爲周密、夫民不幸至於戸絶、倉庫牛馬・屋下地上器皿毛髮・四至八到一舉之士、皆歸於官、耆鄰未至、官吏未及、則移易晦匿、唯恐其後法有被差官五日起發、蓋以防欺、故雖替移不交與後官、而今有被受文移逾月不往、甚者逾年不往、以至替移不復省問、寧得無欺邪、夫死者目未瞑、一簪不得著身、披出括入、無所不至、又有明給齋送之費、令近親營辦之法、今州縣至檢括財物而不知給與費用、

というように、官司による略奪ともいえるほど周密かつ徹底した方法で實施されており、戸絶という事態の持つ深刻さとともに、戸絶の資産の没官、さらには出賣を行なう官司の施策の持つ苛酷な一面を見逃してはならない。

こうして實封投狀方式により出賣される官田の地目は次第に増加していったが、政和元年（一一一一）には官田のほぼ全面的な出賣策が打出された。この時の出賣策の特徴は、從來轉運司の管轄下で「請佃法」によって運用されていた天荒田や省莊といった地目の官田までもが出賣対象とされるに至ったことである。

『會要』農田、政和元年五月二十七日には、臣僚の言として、まず

天下係官田産、在常平司有出賣法、如折納・抵當・戸絶之類是也、在轉運司有請佃法、天荒・逃田・省莊之類是也、とあり、當時の官田には常平司による〈出賣法〉と轉運司による〈請佃法〉との二種の運用方法があり、これまで見てきた戸絶田や折納・抵當田は前者に含まれ、他方、これまで出賣の対象とされず、〈請佃法〉によっていた天荒田や逃田、省莊といった官田があるが、

自餘閑田、名類非一、往往荒廢不耕、雖間有出賣請佃之人、又爲豪右之侵冒、輸官租賦十無一二、欺弊百出、理難齊一、其請佃人戸、又以經係官田不如墾闢、遂使民無永業、官失主戸、公私利害、所繫非輕、乞命官總領條畫以聞、

として、戸部侍郎の范坦に總領措置が命ぜられた。范坦は、同六月六日の條によると、「凡應副河防・沿邊、招募弓箭手、或屯田之類」は存留し、「凡市易抵當、折納、籍沒、常平戸絶、天荒、省莊、廢官職田、江漲沙田、棄堤退灘、瀕江河湖海自生蘆葦荻場、圩埤湖田之類」はすべて出賣することとして裁可された。ここでは學田・（在官の）職田や（係籍の）逃田、及び屯田は當然のことながら出賣対象とされていないが、ほぼ全面的な官田出賣策と見てよからう。出賣は提舉常平・提點刑獄に管勾させ、新たに「總領措置官田所」一局を設けて一括措置させた。但しこの時の出賣價格は實封投狀方式にはよらず、官司の估價によっていたようである。

しかしこの官田全面出賣策は、翌政和二年（一一二二）四月に中止された。「總領措置官田所」を廢止するとともに、既に賣った官田宅は元價を償還して官が拘收し、元佃人には佃賃を聽して、一轉租佃方式に逆戻りしたのである。官田全面出賣策がとられたのは約一年間に過ぎなかった。この逆轉劇の経緯は詳らかでないが、官田全面出賣に反對する立場としては、例えば『文獻通考』卷七、田賦七、官田に「時朝廷以用度艱窘、命官鬻賣官田、江西路、一歲失上供無慮二十餘萬斛、運副張根建言、田既不存、當減上供、朝廷深察所以然、遂止不賣」とあるように、上供の租米を失うからというものや、劉一止の『苕溪集』卷四九「吳亦虛墓誌銘」に、この全面出賣策について「上元民、佃官田歲久、會有獻言者、下郡邑賣其直、歸縣官、府師委君、君曰、是奪民田也、恐非朝廷意、公近臣宜有建明、未幾果罷」と記すように、民田を奪う

からというものがあるが、これの中止を決定した政和二年四月十七日の詔が、「廼者有司建言、係官田宅一切賣鬻、苟目前之利、廢長久之策、厚賞滋姦、民以煩擾、豪強兼併、佃戶失業、東南闕于上供、瘠薄棄而不售、以義理財、豈謂是歟」と、出賣策そのものを眞向から否定し去っていることから見れば、當時の黨争も絡んだ極めて政治的な背景があったものと思われる。

この後北宋滅亡に至るまで官田出賣が行なわれた形跡はない。但し租佃の形態に新たな局面が生じているが、これについては第三節に於いて扱いたい。

(二) 南 宋 期

南渡後まず問題とされた官田は、蔡京・王黼らの膨大な量の籍沒田であった。これは建炎元年（一一二七）五月一日の赦によって出賣されたが承買人が少なく、大部分は租佃されており、紹興の初め頃まで、この籍沒田をめぐる議論が多い。⁴³⁾ その他の官田についても、この頃には一部は出賣されていたものの、⁴⁴⁾ 大部分は「自陳輸租」させて租佃されていた。⁴⁴⁾ しかしかかる租佃方式は形勢による詭名請佃の弊が多く、ただちに出賣方式に切換えられる。

まず、建炎四年（一一三〇）、知永嘉縣（浙西温州）の霍蠡は、

本州四縣、見管戶絕・抵當諸色沒官田宅數目不少、並係形勢詭名請田、每年租課、多是催頭及保正長代納、公私受弊、欲乞、量立日限、召人實封投狀請買、限半月析封、給最高之人、

といつて、⁴⁵⁾ 戶絕・抵當等の沒官田を、實封投狀方式で買取らせることを呈言し、これが容れられて、この出賣策は紹興元年（一一三一）から實施される。浙西温州に限らず、當時のこととしてこれら沒官田はかなり多く存したと思われるが、⁴⁶⁾ 租佃に伴う詭名請佃の弊を打開するために實封投狀方式が採用された點を確認しておきたい。詭名請佃に限らず、租佃方式そのものが、「諸路州縣係官田產、緣當時估立租額高重、產主逃移、展轉勒鄰人承佃」、或いは「更有逃戶絕戶田產、因估

量田宅牙人等、乞竟逐處社甲不從、故重立租課、亦無人願佃」、「屋宇新麗、田園膏腴、悉歸上戸、其貧乏下戸、雖有佃名、實無所得⁽⁴⁵⁾」というように、次第に租課が高くなって、承佃人の減少や土地の荒廢、下戸の貧窮化等をもたらしていたのである。

さて、紹興元年、提點刑獄司に總領された官田出賣は、翌年、諸路の轉運司にも委ねられ、轉運司管轄下の全ての官田も出賣されることとなる。⁽⁴⁶⁾さらに紹興三年（一一三三）には、常平司所管の「閑田」のうち、三年を経た既耕田は請佃戸に承買させることとし、⁽⁴⁷⁾また、平江府では陷虜の民の業田で、二年を経て歸業しない場合は「戸絶田」として扱うこととされ、⁽⁴⁸⁾建州では賊徒の田産も没官して出賣させている。⁽⁴⁹⁾次いで紹興六年（一一三六）には、「江漲沙田」「海退泥田」も兼併による諸佃の弊が多いとして出賣される。⁽⁵⁰⁾紹興十三年（一一四三）には、民田で契書があっても「砧基簿」に記載されていない田土は没官している。⁽⁵¹⁾

こうして官田出賣は次第にその規模を大きくしていったが、紹興二十年（一一五〇）、官田出賣に伴う「剗佃」の弊が大であるという理由で、没官田は全て常平司が拘收し、その他の官田についても出賣が中止された。⁽⁵²⁾

しかしこの中止期間は永くは續かず、紹興二十八年（一一五八）には戸部に命じて常平の没官・戸絶田産を全て出賣させ、⁽⁵³⁾出賣事務に關する詳細な規定と、出賣に當る官吏の賞罰規定が設けられ、「戸部提領官田所」に總領させることとされている。

次いで出賣對象官田の中に、營田が加えられる。營田出賣の議は、始め、『會要』官田、紹興二十九年（一一五九）四月十九日の條に、

兩浙路計度轉運副使趙子瀟等言、本司昨承指揮、將本路浙西州縣官田土、作營田耕種、分三等立租、召人租佃、拘收稻麥、應付行在馬料支遣、戸部言、今來具到田地、隸屬轉運司、即係諸司官田、依已降指揮、合行出賣、欲乞行下浙西路常平司、將前項應管田畝數目、行下所屬、照應節次已降出賣官田指揮、疾速估定實直價錢、多方措置出賣、從之、

とあるように、浙西營田は轉運司管下の官田であるから當然出賣せよ、というものであったが、同、七月五日の條、戶部提領官田所の言には、

出賣浙西營田、已承指揮、權住賣外、所有其餘路分營田・官莊・屯田、前後已降指揮、卽不該載、今來並不合出賣、とあって、他路の營田・官莊・屯田とともに出賣對象から外している。この頃、兩浙轉運司所管の官莊田は四萬二千餘畝、歲に稻麥等四萬八千餘斛を收め、營田は九十二萬六千餘畝、歲に稻麥雜豆等十六萬七千餘斛を收めていたという。⁵⁴肥沃な浙西營田は、州縣の公吏が形勢と通同して租課を納めないことが多く、乾道元年（一二六五）にはこの弊を改めようとして遂に營田の全面出賣策が打出された。⁵⁵

營田の出賣方式は、常平司が頃畝を開具して實價を估計し、戶部に籍を置いて價錢を拘催し、金銀または會子で紐折してもよい、というもので、戶部侍郎の曾懷に專一總領させ、賣上げ價錢は左藏南庫に椿管させた。こうして戶部提領官田所の統轄の下で、營田が全面的に出賣されることとなり、出賣對象官田は大幅な増加を見たのである。

ところで營田の出賣は、乾道元年三月の段階では、『會要』官田、乾道元年三月三日の條に、

戶部言、浙西所管營田・官莊、共一百五十九萬餘畝、內有未承佃六十七萬餘畝、緣上件田產、皆係肥饒、多是州縣公吏、與形勢之家通同管占、不行輸納租課、乞委官根括出賣、其冒佃人、限半月陳首、與免罪及所連租課、從之、

とあるように、まず「未承佃」の田土が出賣對象とされており、これが形勢の占佃に對抗する目的を持っていたことは明らかであるが、翌乾道二年（一二六六）になると、『宋史』卷一七三、食貨上一、農田に、

戶部侍郎曾懷言、江西路營田四千餘頃、已佃一千九百餘頃、租錢五萬五百餘貫、若出賣、可得六萬五千餘貫、及兩浙轉運司所括已佃九十餘萬畝、合而言之、爲數浩濶、今欲、遵元詔、見佃願買者、減價二分、詔曾懷等提領出賣、其錢輸左藏南庫別貯之、

とあって、未承佃ではなく已佃の、すなわち見佃人により耕作が行なわれている田土の出賣に重點を移している。このよ

うに出賣對象を已佃の營田に求めたこと、それに伴い見佃人への對策が、特に出賣價格——估價——の面でうまくゆかなかったらしく、乾道四年（一一六八）には戸絶沒官田も併せて、營田出賣の中止命令が出され、租佃方式に戻した。⁽⁸⁹⁾

この出賣中斷期間は前回（紹興二十年（一一九〇）より）は短かく、乾道六年（一一七〇）には王繼元の沒官田の未賣の田土が出賣され、また、浙西・江東・淮東の沙田・蘆場二百八十萬餘畝のうち請佃包占されていないものについて出賣が行なわれており、乾道七年（一一七一）には、營田全面出賣の責任者であった曾懷が、州縣の沒官田並びに營田を調査して「三等の估價」を定めて尙書省に申報させるよう奏請して裁可され、翌乾道八年（一一七二）、戸部は詔して營田出賣を再開させた。⁽⁹⁰⁾王圻の『續文獻通考』卷三四、國用考には、

乾道八年詔、官田、除兩淮・京西路不行出賣、應諸路沒官田產屋宇并營田、並措買出賣、以戸部左曹郎官主之、諸路委常平司、其錢赴左藏南庫、令置庫眼稽管、

とあり、兩淮・京西の官田を出賣對象から外すことを明言している他は、前回の出賣方式とほぼ同じである。しかし、再開後の營田出賣は、まず「三等の估價」によって出賣される點と、乾道九年（一一七三）に、當職の官吏を除いたあらゆる「官戸・公吏等」に承買が許可された點に於いて大きな特徴を持っていた。これらはいずれも承買の効率を上げるための措置であるが、「官戸・公吏等」に承買權を與えたことは、後に見るように、「見佃人」對策に一つの轉期をもたらしこととなる。

しかしこの期の沒官戸絶田・營田出賣も永くは續かず、淳熙元年（一一七四）には湖北路の戸絶逃田・沒官田並びに營田が、兩淮・京西路同様、出賣對象から外され、淳熙三年（一一七六）の戸部提領官田所の結局とともに、官田出賣は全面的に中止されることとなった。⁽⁹¹⁾營田の出賣が他の沒官田の出賣と比べて特に見佃人對策に於いて困難であったことが、再開後の營田出賣を短期間に終わらせた原因であったと思われる。また、この期の官田出賣策を批判した淳熙元年（一一七四）六月十八日の臣僚の言には

伏観、根括沒官田産、除兩淮・京西・湖北外、盡行出賣、始限一季、繼展一年、已賣者十不及一二、蓋已賣者盡皆膏腴之田、富家大姓計囑官吏牙儉、低估價直、却將中下之田高其價直、是致無人承買、今不若且令元佃之家著業納租、一歲之間、猶可得米數十萬石、兼亦不妨一面出賣、

とあつて、全面中止は求めないものの、估價が高くて賣れないため、耕作者に「著業納租」すなわち租佃させる方がよいとしており、估價の高額も出賣中止の一要因であつた。

しかし官田出賣の中止は、「請佃占據」を容易にする。中止後三年目の淳熙六年（一一七九）には

上曰、在官之田不賣、徒爲有力者計囑州縣、請佃占據、不若出賣、則苗稅可補常賦、於是詔、應沒官田産屋宇并營田等、並依提舉司措置出賣、

というように、占佃の弊を除き、苗稅を確保すべきだとして、また官田の全面出賣が開始されるのである。

この後になると史料も限られ、内容が不明な點も多いが、簡單に出賣策の推移を眺めてみると、淳熙十三年（一一八六）、沒官田は常平司が拘收して租佃方式にしたが、翌淳熙十四年（一一八七）には出賣、その後、紹熙四年（一一九三）から慶元元年（一一九五）まで中斷期間があり、嘉泰三年（一二〇三）まで出賣策がとられる。その後しばらく中止期間が續き、この間、嘉定元年（一二〇五）には「安邊所田」が創設されて、沒官田・圍田・湖田等が拘收され租佃された。沒官田は嘉定十二年（一二二九）に出賣することとした。この時以降の官田出賣策については殆ど史料の裏付けがなく、その經過を詳細にたどることができない。但し、後述するように、嘉定十二年の出賣措置の内容から判斷すると、長期にわたって展開されてきた官田出賣策に一つの結着がつけられているようなので、これ以降の官田出賣策の基調は嘉定十二年に出された方向で理解してよいと考えられる。

ところで、宋一代を通じて見た場合、附表からも判るように、何らかの官田について出賣策がとられていた期間と、全

面的に中止されていた期間とを比較すると、前者の方が壓倒的に永い。出賣對象となつた官田の地目については決して一様ではなかったが、何度かの短い中斷期を除いて、ほぼ宋一代を通じて官田出賣策がとられていた事實は確認しなければならない。

この間の成果を、まず、官田出賣策が當面の目的とした賣上價錢の獲得という觀點から總括すれば、『建炎以來朝野雜記』乙集、卷十六、「紹興至淳熙東南鬻官產本末」に、官田出賣が最も大規模かつ積極的に展開された紹興から淳熙にかけての官田宅の賣上總額が記載されているが、それによると、乾道初の估價合計は七百萬緡あつたが實際に賣れたのは五百四十萬緡で、四分の一は賣れなかった。淳熙初まで、沒官田產は兩淮・京西・湖北を除く八路で、田六百四十二萬畝有奇、地二萬一千畝有奇、屋八千四百間有奇、合計估價五百十六萬餘緡であつたが、實際に析封し得たのは僅かに一百六十二萬餘緡で、しかもその四分の一は價值未納であつたという。約二十年間の出賣期間で、賣上げた價錢は七百萬緡に過ぎず、かかる數字からだけ判斷すれば、官田出賣はその目標の半分しか達成し得なかつたことになる。なお、この數字の中には營田は含まれていない。

しかし官田出賣策は、當面の現錢確保とは別に、租佃に伴う詭名請佃の弊を除去し、田土を承買させて兩稅額を繼承させ或いは新たに賦課して稅戶化させる、官田の民田化という重要な目的を持っていた。また、何度か中斷されながらも長期にわたつて採用された官田出賣策の下で、官田耕作者の地位の面に於いても變化が生じていた。宋代に於ける官田出賣策の土地政策としての歴史的位づけは、かかる觀點からなされなければならない。

そういう意味で官田出賣策の一つの結着とでもいふべき措置が、嘉定十二年にとられている。これによると、

諸路州軍、近淮指揮行下提舉司、將日前戶絕・逃亡沒官田產、凡係民間侵耕冒占及已請佃在戶者、盡行出賣、……況是逃絶官田、已經紹熙年間置局出賣之後、所存無幾、逮至嘉泰年間、再行下諸路倉司根括估賣、自有帳籍可考、爲錢不過一百八十萬貫而已、

とあつて、紹熙から嘉泰にかけ、没官田は出賣されて殆どなくなっており、さらに、

乞載自慶元元年以後、諸路州軍拘籍逃絶没官田產、不以已佃・未佃、並照嘉定九年七月指揮、許人照估價承買、紐立苗稅、入戶爲業、

とあつて、慶元元年（一一九五）八月の没官田出賣再開以降——嘉泰三年（一二〇三）に出賣は中止されたが——嘉定十二年までの期間に於ける已佃・未佃の逃絶没官田全てを、估價承買させて稅額を確定している。さらに、

若係紹熙四年以前請佃之家、不欠租課者、並免估價承買、止從官司明立賞賚、許令賣出佃帖、經官自陳、給據投印、各照等色、起立苗稅、永爲已業、

とあり、紹熙四年（一一九三）以前から請佃して——嘉定十二年（一二二五）から逆算すれば二十年以上前から租佃を繼續していることになる——租課を納めている者に對し、估價承買によることなく、「佃帖」を提出させて據を給して投印させ、兩稅額を定めて稅田化させている。官田を估價承買させず、租佃のままで稅戶化させるといふ措置は、當時の官田對策としては、極めて異例の措置である。この措置を筆者は官田出賣策の「見佃人對策」に於ける一つの歸結であると考えてるのであるが、この問題については第三節で検討したい。

二 官田の出賣方式

官田の出賣方式としては、官司の估價による方式と實封投狀方式との差異、また出賣に當る官吏に對する賞罰規定など、手續全般の問題について考察すべきであろうが、ここでは、官田出賣の際に、官司と耕作者（見佃人）及び官田を買取る者（承買人）との間にいかなる關係が生じ、また稅法上いかなる措置がなされていたかという問題を中心に検討を加える。

(一) 出 賣 價 格

官田出賣は直接的には出賣によって現錢收入を確保することを目的とする。出賣策の實施に當って、屢々議論されたのは、出賣による當面の現錢收入の確保と、租佃を繼續させて租課——現物收入——を確保することとの、いずれを利とするかという問題であつた。⁽⁷⁾ここではまず官田の出賣價格がどの程度の額であつたかを見ることとする。

北宋前期には、出賣田產の價格は州縣官の檢估によつていた。いかなる基準が設けられていたかは判らないが、前節(一)で見た李誠の莊の場合、宮崎氏に依據して估價の額を見ると、この籍沒田は「方圓千里」といわれているから、約四十頃となる。この估價が一萬五千貫とされているので、一畝當り約四貫、當時の地價と比較してやや高いようであるが、これは李誠の莊が熟田で肥沃であつたためらしい。しかし當時は、戸絶田に於いても、官司による估價は高目であつたようで、承買人がおらず、土地が荒廢するので、估價を正しく行なえという指示がなされたりしている。⁽⁸⁾これは南宋に於いても同様であつた。⁽⁹⁾熙寧七年(一〇七四)以降に採用された實封投狀方式がこの缺點を改善するのにどれほど有效であつたかは判らない。ただ、李心傳の『道命錄』卷二「方提舉請還先年所奪伊川先生田土」によると、程頤(伊川)が、實封投狀方式のとられていた元豐年間に、「錢數百千」で汝州の戸絶荒田二十餘頃を買つたというから、戸絶荒田の場合にはかなり低價で承買されていたようである。

南宋に入ると、出賣面積と出賣價格を記す具體例を幾つかあげることができる。また營田の出賣が開始される以前、紹興二十九年(一一五九)に出賣されることとなつた吉州の官田について見ると、出賣對象官田は三千六百五十餘頃、估價合計が百三十八萬緡であつたというから、一畝當り約三貫八百となり、先に見た李誠の莊と大差はない。但し、このうちすでに承買された田土は千三百七十餘頃、估直計三十一萬緡だとしているので、これは一畝當り約二貫三百となり、實際には估價の約七割にしか相當しない。これらの數字は平均値であり、一應の目安として扱いたい、次項で見るように、承買

に當つては諸種の減價措置が施されていたので、それによって低價で承價されていたものと思われる。

また、隆興元年（一二六三）、常州無錫縣では、省田十六萬六千餘畝を承買させようとした（結局出賣せず）が、これの一畝當りの估價は二貫であつたという。⁸³⁾

乾道年間に入り、營田が出賣されるようになったが、營田の出賣價格は、その他の官田と比べてかなり低い。江西路の營田の場合、先に見たように、「已佃」の千九百餘頃を出賣することとしたが、この估價が六萬五千餘貫とされているから、一畝當り約三百四十錢となり、吉州官田の平均估價の約一割に過ぎない。また、淳熙元年（一二七四）に於いても湖北の營田の出賣價格は、一畝當り約五百錢であり、當時一般に營田の出賣價格は他の官田と比べてかなり低價であつたと見てよいだろう。

なお、ここで價錢の納入期限に觸れておく。官田を承買後、價錢を官司に送納する期間は、北宋期に於いては原則として一年以内とされていた。⁸⁴⁾ただし、見佃人が當該田土を承買する場合には、舊來の租課も完納することとされていたから、價錢の一割を納付することに、租課の一割を遞減させる方式がとられており、見佃人に對する一定の優遇措置といえる。しかし、民田に於ける同様の慣行に比べると、官田の承買の方が見佃人にとっては不利であつた。南宋期に於いては、實封投狀方式の下では、承買人は價錢を一月以内に送納することとされ、納付した時點で田舎を交割した。⁸⁵⁾見佃人が承買する場合には六十日以内とされた。⁸⁶⁾また、慢性的な銅錢不足を反映して、金銀の時價で折納することも認められていた。⁸⁷⁾全體として、北宋期よりも南宋期の方が納入條件が厳しくなっている。見佃人に對する優遇の面でも同様である。

（二）租額と税額

出賣對象とされた官田は、殆どの場合、出賣される段階までは租課を立てて租米を納めていた租佃田であつた。宋代に

於いては、荒田などを除くと、一般に官田の租課は民田の税額より高率であつたとされており、出賣によつて租佃田を税田化する、出賣價銭は得られるものの、歳收の斛斗は減少することになる。「租米を失う」ことを理由に、官田出賣反對論が唱えられたのはそのためであつた。兩税額は、北宋では平均一畝當り約一斗、南宋では浙西のように高率の地域もあるが平均一斗以下であつたといわれる。これに對し、實際に出賣對象とされた官田について、その平均租課を試算してみると、例えば常州無錫縣の省田では一畝當り約二斗四升、浙西平江府の官田では約一斗六升、浙西の未賣の官田では約一斗二升となり、いずれも兩税額の平均値より高い。そこで次に、官田出賣に當つて、租額と税額の關係がどう扱われていたかと見ることとする。

北宋では天聖元年（一〇三三）以降、戸絶田が全面的に出賣されるようになったが、この時、承買に當つては優先順位が決められており、戸絶戸に近親または「同居佃田」者のいない場合には、現に租佃している見佃人に承買優先權が與えられた。この時、見佃人は前節で見たように、估錢を納めて「竭產收買、只依元額納税、不納租課、不得挑設請佃」とされている。これは、戸絶以前に當該田土が有していた兩税額が、承買人——新たな田主——に全額繼承されることを意味する。經過的に納めていた租課とは直接の關係を持たない。

しかし、出賣對象とされた戸絶田は、必ずしも見佃人に承買されるとは限らず、また承賣することを決めた後も、價錢を卽坐に支拂うわけではないから、その間の租課をどう扱うかという問題も生じていた。

『會要』農田、天聖七年（一〇二九）五月、龍圖閣學士知密州蔡齋の言によると、

三司牒、戸絶莊田、錢未足、合納租課者、勒令送納、直俟納足價錢開破、若未有人承買者、官定租課、令請射戶供輸、とあつて、戸絶田を承買したが價錢を完納できず、租課を納めるべき者については、價錢が完納された時點で租課を開破する、としており、租課は價錢完納時まで繼承される。また、承買人がいなければ、官司が租課を立てて租佃させている。密州では前節で見たように大中祥符八年（一〇一五）以後、戸絶の莊が七十七戸あり、うち六戸は戸絶以前から「出課

撲佃」して、租課を納めていたが、残りの田土は荒廢していた。そこでこれを荒田として扱い、天聖四年（一〇二六）七月五日の敕により「召人請射」し、ただ二税のみ納めさせて租課は納めさせなかった。ところが天聖五年（一〇二七）敕により、官が估計して承買させることとなったので、四十八戸に承買させた。蔡齋は、この間、價錢を完納しつつ、租課も納めさせているのは承買人（見佃人）の負擔が過重だから、租課は除くよう乞うたところ、三司は、

諸處所管戸絶莊田不少、今若不候錢足、便除租課、竊慮承買戸故爲拖滯、不納價錢、欲乞、自今據未納足錢并未有人承買、一依估價召人承買、限一年內錢足、仍將估價及見納租、紐作十分、如納錢一分、卽除落一分租課、直候納足、方與全免、

として、あくまで承買完納までは租課を納めさせる原則を貫いている。

なお、估價出賣しても承買人がいない場合は先に見たように官司が租課を立てて租佃させることとなるが、これは南宋に於いても同様であった。すなわち『會要』官田、紹興二十八年（一一五八）十月十七日の詔に「……其間如未有人承買田地宅舍、聽見佃賃人、依舊管納租課」とあり、この場合は見佃人の租佃を舊額のまま繼續させている例であるが、一般に租佃田における租課は、所謂「添租請佃」によって、次第に高騰していくものであったから、土地が荒廢することが多かったといわれる。

このように、元來は税田であって、戸絶等の理由で没官された官田に於いては、舊税額を見佃人または承買人に繼承させるのが原則とされていたが、他方、從來より租佃させていた官田に於いては、承買後、新たに税額を確定することが必要となる。「起税」「起理二税」「紐立苗税」等と呼稱せられる措置であり、新たに民田として州縣の籍帳に登録されることとなる。また、營田を承買する場合には、承買後の兩税額の三分を減ずる措置がとられたこともあり、また、『會要』官田、乾道九年（一一七三）閏正月二十四日の三省の言には「浙西人戸請佃營田、逐年租課、並納稻穀充馬料、今既出賣、

即、起稅、乞下州縣、並依舊折納稻穀、(從之)とあるように、起稅後も稻穀で折納させた例もある。また、沙田・蘆場の場合には、請佃の段階では有力者による不正で、事實上租課すら立てられないことが多く、承買させて起稅する必要度は高かった。^mなお、『會要』官田、淳熙二年(一一七五)六月一日の詔に「民間見佃戸絶田産、既行出賣、即是民田、既起理二稅、其元佃租米、並與蠲除」とあることからすれば、兩稅額を定めた後、不法に舊租米を徴收されるケースもあったようである。

官田出賣については反對論も多かったが、「盡鬻其田、而立爲正稅、田卽歸民、稅又歸官、不獨絕欺隱之弊、又可均吏役之法、一舉而四得矣」^mというような立場があったことを見逃してはなるまい。官田出賣は、賣上價錢の獲得を當面直接の目的とするものの、稅額を確保するという基本目標に沿って、官田を民田化させ、舊稅額を回復・繼承させ或いは新たに稅額を定めることにより、稅田の増加を圖る政策でもあったのである。

三 「見佃人」對策

ここで「見佃人」というのは、これまでも觸れたように、官田が出賣される段階で、現實に當該田土を耕作している者を指す。^m出賣對象とされた官田は、その殆どが現實に耕作者がおり、租課を納めている田土であった。勿論、荒廢して耕作者のいなくなった田土も沒官されて出賣されたし、詭名請佃が行なわれていて、現實の耕作者を掌握し得ない場合もあったが、ここで問題にしたいのは、「見佃人」のいる田土が出賣されるにあたり、その耕作權にどのような變化が生じ、また、承買するに當ってどのような措置がとられていたかということである。

(一) 離業・刻佃

北宋期に於いては、前節(一)で見たように、戸絶田の出賣に際し、見佃人↓地鄰^m↓無田産中等以下戸という承買の優先權

が與えられていたが、承買できない場合には、所定の租課によって租佃を繼續できたものの、別人に承買された場合には、當然離業しなければならなかった。官司による估價は率ね高重であつたし、實封投狀方式の下では見佃人の地位はさらに不安定にならざるを得ない。官田出賣が「奪民田也」として反對された所以である。

南宋に入り、實封投狀方式の下で官田出賣が次第に大規模な展開を見せるようになったが、その過程で、見佃人の耕作の繼續は、次第に困難な状況に置かれてゆく。

紹興三年（一一三三）、三年を経た荒閑田（現に納税しているもの）が出賣對象に加えられた。⁽¹⁰¹⁾ この時、承買されなかった場合には租課を立定して「許人戸添租承佃、給最高之人、若召到人所入租課、與見佃人所入同數、即先給見佃人」とされており、これによると「添租承佃」して別人の入札した額を超えない限り、見佃人は離業しなければならない。さらに、紹興十二年（一一四二）の戸部の言によると、⁽¹⁰²⁾「將見今未賣田產、令見佃人、限半月添租三分、依舊承佃、如出限不願添租、即勒令離業、其積年拖欠、合催理租課、並限一日納足、仍別召人、再限一月、實封投狀添租割佃」とあつて、半月以内に三分添租しなければただちに離業させ、積年の拖欠や所定の租課を一日で完納させた上で、別人による添租割佃を行なわせている。承買能力、或いは添租する資力のない見佃人にとっては、租佃の繼承すら容易ではなく、寧ろ出賣策の展開に伴つて、半ば強制的に離業させられていったのが實情であつた。

また、官田を承買する際、實封投狀方式の下では、入札によって最高額が決まると、その価格をまず見佃人に示して承買するかどうかを問うこととされていた。これは紹興五年（一一三五）の規定では「限五日供具回報」すなわち五日以内に回報することとされていたが、⁽¹⁰³⁾紹興二十九年（一一五九）になると、田價の減額措置を伴うものの、一日に短縮されている。⁽¹⁰⁴⁾ こういった措置が、見佃人の耕作の繼續を益々困難なものにしたことは確かである。有力者との資力の差とか、形勢・公吏の不正といった理由で、見佃人の地位が次第に不安定なものとなった面も勿論あるが、寧ろ出賣策それ自體のうちに、見佃人の耕作の繼續を不可能にしてゆく要因が含まれていたことを確認しておきたい。敢てこのことを確認する理由は、

次に見るように、こうした見佃人の耕作權の不安定化と並行して、承買に當って、見佃人に對する優遇措置がとられてゆくという、一見あい矛盾する事實が見られるからである。

(二) 優 遇 措 置

官田の出賣策が、物力錢・和買役錢の減免措置を伴っていたことはよく知られているが、これは一般に官田出賣を效果的に運用するための優免規定ではあつても、直接見佃人にかかわる問題ではない。ここで検討したいのは、承買人が見佃人¹¹耕作者であるという條件が、承買に際してどのように評價され、どのような優遇措置がとられていたか、という問題である。これは、長期にわたる官田出賣策の展開の過程で、國家の側でつねに配慮せざるを得なかった問題であり、官田耕作者にとっては、その耕作權にかかわる問題であつた。

見佃人に對する優遇は、承買する田土の估價を減ずるという方式で措置された。見佃人に對する優遇措置としては、前節で見たように、北宋前期に於いて、地鄰や無産戸より優先的に承買できるという規定があつたが、南宋期に於いては、主として實封投狀方式で出賣されていたこともあつて、北宋前期に於けるような優先權は規定されてはいない。寧ろ、決定された估價に、見佃人がどう對應するか、という形で事が運ばれるために、自ずと見佃人に對する優遇措置が施されるようになったと見るべきであらう。

ところで、田價を減額するという優遇措置も、見佃人が承買する場合に於いてのみ有效なものである。田價の減額は、次の場合に行なわれる。

(a) 租佃期間が長期にわたる場合

北宋、治平四年（一〇六七）には、租佃五十年に及ぶ者に田價の三分を減ずる措置¹⁰⁰⁹がとられたことがあり、南宋、紹興

五年（一二三五）には佃賃三十年以上に及ぶ者に、田價の二分を減じた例がある。¹⁰⁹ 見佃人が自ら耕作している田土を承買する場合、その租佃期間の長さは、田價の減額に最も有利な條件として作用すると考えられるが、この二例を除き、出賣に關連する諸史料で殆ど問題にされていないところを見ると、現實にはあまり有効に作用していなかったと思われる。

(b) 田土に功力を施している場合

出賣對象とされた田土に見佃人が諸種の功力を施していた場合、田價は減額された。功力を估直した例は、熙寧二年（一〇六九）六月十二日の詔に初めて見えるが、これは荒土を請買した場合の措置であり、出賣に伴う田價の減額措置とはいえない。¹⁰⁷ 出賣策とかかわって功力が問題とされたのは、全面的な官田出賣策が展開された政和元年（一一二一）のことである。この時、相州でもと白地に係る官田が出賣されたが、これは承佃後に佃戸が桑棗の類を栽種している地段であるとして、佃人の功力をはかって、田價とは別箇に估直している。¹⁰⁸ 功力がどの程度に見積られ、田價とどういう関係にあったかは判らないが、出賣に際して功力が估價された最初の例である。しかしこの場合は、見佃人が承買するに當ってとられた措置ではない。南宋になって、紹興二十八年（一一五八）には、「今來所賣田宅、其間若有見佃人已施工力布種、聽收當年花利、管納租課、內情願、令買人償其工直、即交業者聽」¹⁰⁹として、承買人から工直を償還させることを許しているが、これも工直の償還が行なわれるだけで、見佃人の承買の際の優遇措置ではない。見佃人が承買する場合に、「田價の二分」を減ずる措置が初めてとられたのは、紹興二十九年（一一五九）のことである。『會要』官田、同年七月五日の戸部提領官田所の措置の一つに、「若見佃人先佃荒田、曾用工開墾、以二分價錢償還工力之費、如元熟田、不在給二分之數」とあり、荒田を開墾した場合には、見佃人が承買するならば、田價の二分を減じて工力之費として償還されることとされた。また福州の沙泥田の場合は、これよりさき、田價の三分を減じている。¹¹⁰ これらはいずれも荒田・沙田等、佃戸が開墾の功力を施した田土であり、熟田の場合には優遇措置を伴わない。¹¹¹

(c) 實封投狀による估價で承買する場合

實封投狀によって最高入札額で估價が決まると、官司はその估價で見佃人に承買の意志の有無を問う。この估價で見佃人が承買する場合には、『會要』官田、紹興二十九年（一一五八）七月五日の戸部提領官田所の措置の一つに「以最高錢數、取問見佃人、如願依價承買、限一日自陳、與減二分價錢給賣、如不願承買、卽三日批退、給價高人」とあるように、一日以内に承買を決定すれば、估價の二分を減ずる措置であり、無條件に優遇されているわけではない。

(d) 營田を承買する場合

乾道年間には營田の賣買が行なわれるようになったが、營田については、他の沒官田と異なり、無條件で、見佃人に對しては田價の二分を減じた。⁰¹³見佃人でない場合には「合就所估價錢、増錢承買」、或いは「召人實封投狀、増價承買」⁰¹⁵することとされており、見佃人優遇措置の一つである。

以上のように、ほぼ紹興末年から乾道年間にかけて、見佃人に對し、田價の二分減で承買が認められるようになった結果、見佃人の側で、承買價格より高い額で他人に轉賣したり、或いは他人の錢物で收買したのち、増價して準折するといった行爲が目立つようになる。⁰¹⁰また、見佃人といっても全てが現實の耕作者であつたわけではなく、形勢豪強による冒占、或いは詭名請佃である場合が多かつたが、これに對しては、紹興二十九年、現實に居住してゐて租課を納め、すでに功力を施しているならばこれを見佃人とみなして承買させ、また、出賣田土を官戸形勢戸が請佃坐占して承買しない場合には、官が價格を估定して、見佃人に強制的に承買させている。⁰¹⁷有力者が詭名請佃している場合には、「今一旦承買官產、卽門戶聚増、無由隱諱、以致遲疑不敢投狀」⁰¹⁸というように、なかなか承買を行なわないことが多かつたためである。見佃

人にはこのような側面もあったが、官田出賣策が、宋朝の土地政策として、冒占・詭名請佃など租佃方式に伴う弊害を除き、租佃田の税田化を圖するという基本方向に沿って運用される以上、見佃人が承買するに際して田價の減額という優遇措置がとられるのは、極めて當然のことであつたといえよう。

ところで、以上見てきた田價減額措置は、全て見佃人が承買する場合に限ってのみ有効なものであり、承買し得ない限りに於いては、(一)で見たとように、見佃人は租佃の繼續すら極めて厳しい状況に置かれていた。すなわち、耕作權の不安定化と、田價減額による優遇とが同時並行して進行したのである。このことは、見佃人に對する優遇措置が、耕作權の伸長の方向でなされたものではなく、寧ろ逆に、耕作權を剝奪する方向に作用したことを意味している。見佃人にとっては、耕作している田土を承買しない限り、耕作の繼續は不可能に近かつたのであり、承買すなわち所有權の獲得によつてしか、耕作權の維持はできなかったのである。

嘉定十二年(一二二五)にとられた措置の一つが、二十年以上租佃を繼續していた見佃人に對し、估價承買させることなぐ、「佃帖」に基づいて税額を定めるというものであつたことは第一節に於いて見た通りであるが、これは見佃人の長期にわたる租佃という條件そのものが、租佃田をそのまま税田化させた例である。このような措置は、これまでの官田出賣策に於いて一度もとられたことはなく、承買によらない租佃田の税田化という意味で、官田出賣策の一つの歸結であると考えられる。官田出賣策は、出賣價錢の確保という目的と同時に、租佃田の税田化を大きな目的としていたからである。

小 結

宋代に於ける官田出賣策は、福州官莊を例外として、北宋前期には籍沒田・戸絶田の一部を對象としていたが、天聖年間に戸絶田の全面出賣策がとられて以降、熙寧年間には實封投狀方式に切換えられて、次第に折納・抵當田もこれによることとされ、政和年間には屯田を除く官田の全面出賣策が打出された。これはすぐに中止されたが、南宋に入ると、何度

か短い中斷期をはさみながらも、ほぼ全時期を通じて出賣策がとられており、出賣對象も、戸絶等の没官田以外に、荒田や沙田、さらには營田へと擴がり、紹興から淳熙の間には大規模な展開を見せた。官田出賣は、賣上げ價錢を確保すること、この當面の目的以外に、冒占や詭名請佃の弊を絶ち、承買させることにより租佃田を稅田化して、兩稅額を確保することを目的とした。出賣策が展開するにつれて、現實の耕作者Ⅱ見佃人Ⅱは、自らが耕作している田土を承買し得る場合には田價の二分減という優遇措置が與えられていったが、承買できない場合には次第に耕作の維持が困難となり、半ば強制的に離業・刻佃させられていった。しかし長期にわたって租佃を繼續していた場合には、承買することなく租佃田を稅田化させた例がある。これは嘉定年間にとられた措置で、極めて異例のものであるが、官田出賣の大きな目的が租佃田の稅田化であるという意味で、出賣策の一つの歸結であつたといえよう。

宋代に於ける官田の耕作は、屯田や學田・職田・官莊を除けば、單一に租佃田として、或いは官田の小作としてとらえることのできない面を持っていた。特に、多種の官田が出賣策の下に、しかも長期にわたって置かれていたこと、すなわち官田の民田化、租佃田の稅田化という基本方向に沿って官田對策が立てられていたことは、宋代官田の一つの特質であつたといえよう。

宋代の官田については、その地目の多様性とともに、それぞれの來源や運營方法、土地規制のあり方等に於いて持つ多様性が、系統的に把握される必要があり、官田出賣という政策一つをとってみても、出賣策が採られていた期間であるか中止期間であるか、或いは出賣對象とされていた地目であるか對象外とされていた地目であるか、或いは出賣に當っていかなる稅法上の措置が施されていたかなどの點に、充分な配慮が必要であろう。本稿でこれらの點が充分に検討されたとは思わないが、官田に於ける諸種の慣行——生産關係・土地政策の面に於ける——を、單に官田耕作Ⅱ租佃（小作）として一般化し、民田に於ける租佃關係に無媒介に移行させる方法については、疑問を持たざるを得ない。宋代の官田は民田とは異なる土地規制を受けており、出賣策もその一つの現われであつた。このような「土地政策」的觀點に立った上

で、元・明時代の官田と比べて宋代の官田が持つ固有の面を評價し、歴史的位置づけを與えるべきであろう。

註

- (1) 侯外廬「中國封建社會土地所有制形式的問題——中國封建社會發展規律商兌之一——」及び華山「關於宋代的客戶問題（ともに『中國封建社會土地所有制形式問題討論集』上、一九六二所收）。なおこれらの詳細については柳田節子「最近の中國における宋代土地制度研究——華山『關於宋代的客戶問題』を中心として——」（『東洋文化』三七、一九六四）参照。
- (2) 程溯洛「南宋的官田制度與農民」（同(1)所收）。
- (3) 草野靖「宋代官田の經營類型」（『日本女子大學文學部紀要』一八、一九六九）参照。
- (4) こういった傾向を批判したものとして柳田節子「宋代地主制と公權力」（『東洋文化』五五、一九七五）参照。また最近、高橋芳郎氏が「宋代官田の所謂佃權について——その實體と歴史的位置——」（『史朋』五、一九七六）に於いて、周藤吉之氏や草野靖氏のとられた方法に於ける官田・民田の同列視を厳しく戒める立場から「立價交佃」や「佃權」等の問題に批判を加えている。
- (5) 『宋史』卷一七四、食貨上二、賦稅、「宋制歲賦、其類有五、曰公田之賦、凡田之在官、賦民耕、而收其租者是也、曰民田之賦、百姓各得專之者是也」。
- (6) 中村良廣「宋代客戶制度の一試論」（『秋大史學』二〇、一九七三）参照。
- (7) 拙稿「宋代に於ける逃棄田對策の變遷過程」（鹿児島大學法文學部紀要『文學科論集』一〇、一九七四）参照。
- (8) 『宋會要輯稿』食貨六一、官田雜錄、乾道三年六月一日、三省言、戶部乞出賣營田事、今據兩浙運司具到本路營田、已佃九十二萬六千餘頃、內二十四萬、元無二稅、只納租課一色、外有六十七萬六千餘頃、係元有二稅、更貼納租課。なお、官田雜錄は乾道九年まで食貨五に重出するが、本稿では便宜上、嘉定十二年までの記載がある食貨六一から引用することとし、『會要』官田、と略稱する。食貨六三農田雜錄（乾道九年まで食貨一に重出）、食貨六三營田雜錄（乾道九年まで食貨二・三に重出）等も、同様に『會要』農田、『會要』營田と略稱し、食貨六一民產雜錄、食貨六九逃移等についても、煩雜を避けるため『會要』民產、『會要』逃移等と略稱する。
- (9) 福州「官莊」や江西の「係省額屯田」、浙西の「省田」、四川の「營田」「省屯田」等であるが、これらは出賣對象とされる段階で（福州「官莊」を除き結局は出賣されなかったが）既に事實上民田化していた官田であり、その特殊性を認めた上で考察すべきである。この點、内河久平「宋初福州官莊に關する一考察——佃戶と國家權力との關係をめぐって——」（『駿臺史學』三四、一九七四）及び高橋芳郎註(4)論文の見解に従いたい。
- (10) 宋代の官田出賣については、これまでの研究に於いて、註(9)

の特殊な官田を扱ったものの他、間接的部分的に觸れられることが多く、宋朝一代の土地政策として扱ったものはないようである。ただ周藤吉之「南宋における屯田・營田官莊の經營——官田の莊園制發展として——」（『中國土地制度史研究』一九五四所收）が營田の出賣について一部その経過を述べており、竺沙雅章「北宋士大夫の徙居と買田——主に東坡尺牘を資料として——」（『史林』五四—二、一九七一）に、官田出賣策についての簡略な敘述がある。

- (11) 中川學「唐代の客戶による逃棄田の保有」（『一橋論叢』五三一—、一九六五）及び拙稿註(7)論文参照。

- (12) 『舊唐書』卷一六三、盧簡辭傳。

- (13) 『冊府元龜』卷四九五、邦計部、田制、後唐愍帝應順元年（九三四）正月の詔。

- (14) 同卷四八、帝王部、從人欲、後周太祖廣順元年（九五—）三月丁卯、西頭供奉官威師範の奏。

- (15) 『五代會要』卷一五、戶部、廣順二（二三）年（九五三）正月の敕。

- (16) 戶令に於いては、戶絶の資産は近親に轉易貨賣し、葬事を營み、及び功德を量營する他は、出嫁女乃至親屬に均與し、親戚なき場合は官が檢校することとされていた。仁井田陞「唐宋時代の家族共産と遺言法」（『市村博士古稀記念東洋史論叢』所收）等参照。

- (17) 『會要』農田、大中祥符六年（一一一四）六月の條、及び同、天禧二年（一一一八）二月の條。

- (18) 「唐の莊園の性質及びその由來に就いて」（『支那經濟史考證』

上）。「宋代以後の土地所有形態」（『東洋史研究』一一—二、一九五二）。

- (19) 『會要』農田「天禧五年六月、司勳員外郎趙賀言、川界戶絕田土、昨准敕、除二稅外、悉定租課、召人請佃、竊慮租賦稍重、望且許依舊估直貨賣、從之」。除二稅外とは承買された田土に兩稅を課したことを指す。

- (20) 同、天聖元年七月、國子博士張愿上言、累有百姓陳狀稱、爲自來官中定年深戶絶租課、積累物數已多、送納不前、……（三司）欲乞、勸會戶絕田、勸令佐打量地步什物、估計錢數、申州、州選幕職官再行覆檢印、榜示見佃戶、依估錢納、買充永業、不得更將肥田請佃、充下瘠薄、……從之。

- (21) 同、天聖三年十月、「……三司言、按天聖元年七月敕、戶絕田、令佐畫時打量地段、估計屋舍動使申州、委同判幕職再行覆檢、出榜曉示見佃戶納錢、竭產收買、只依元額納稅、不納租課、不得挑段請佃」。

- (22) 同、天聖五年六月の條。

- (23) 『會要』民產、天聖六年（一二二八）十二月の條。

- (24) 同右。

- (25) 『長編』卷一〇六、天聖六年二月甲午の條。

- (26) 『會要』農田、天聖七年五月の條。

- (27) 『長編』卷一二二、寶元元年十一月乙未の條。

- (28) 同、慶曆三年十一月壬辰の條。

- (29) 『會要』常平倉「至和二年三月五日、知益州張方平言、益・梓・利・夔路賣到戶絶莊田價錢、欲乞下四路轉（運）司、盡發入提刑司」。また、同、農田、治平四年十一月「三司請、出賣京

東等路戸絶沒納莊田、詔、内有租佃戸及五十年者、如自收買、與于十分價錢内減放三分、仍限二年納足、餘依所請」。

- (30) 『文獻通考』卷七、田賦七、官田「嘉祐二年、以天下沒入戸絶田、募人耕收其利、置廣惠倉、以賑貧人」。

- (31) 『會要』民產、熙寧元年（一〇六八）十月十五日、「利州路提點刑獄司言、轉運司牒、檢估出賣轄下州府未正撥廣惠倉戸絶并沒納莊田」。

- (32) 『會要』常平倉、熙寧二年二月八日「三司言、天下屯田省莊、皆子孫相承、租佃歲久、兼每畝所出子計、比田稅數倍、及戸絶田、已撥入廣惠倉者、並乞不許賣、其餘沒納莊田、願買者聽、從之」。また同、政和元年九月十四日「總領措置官田所奏、檢會熙寧二年拾一月二十四日朝旨、制置三司條例司奏、出賣廣惠倉田土、其所委逐頃提舉官催趣出賣」。

- (33) 『會要』民產、熙寧七年三月十三日「詔、戸絶莊產、委開封府界及諸路提點刑獄司提轄、限兩月、召人充佃及諸色人實封投狀承買、逐司季具所賣、關提舉司封樁、聽司農寺移用、增助諸路常平本錢」。なお『長編』卷二五一同年三月乙未の條では傍點部分は「召元佃及諸色人」、『文獻通考』卷七、田賦七、官田では「召人充佃及入」となっている。召人、充佃が租佃の意だとすると、提刑が提轄する筈はないので、『長編』に従う。

- (34) 『會要』農田、熙寧八年二月二十八日の條。

- (35) 『會要』民產、元豐元年十一月十八日の條。

- (36) 同、建中靖國元年十月二十一日の條。

- (37) 「諸佃」が必ずしも租佃を意味しないこと、拙稿註(7)論文参照。

- (38) 『會要』農田、政和元年十月二十二日、總領措置官田所の言に

「元奏請存留屯田、爲河北、陝西、河東、事干邊防利害去處、不可出賣、若自餘路分、雖有屯田之名、從來止是人戸出租佃時、與其他名色官田事體一般、卽非事干邊防、亦合出賣、（從之）」とあり、内地の屯田は出賣することとしている。これに對して知吉州徐常が反對したこと、周知の如くである。

- (39) 同、政和元年十月二十日、「總領措置官田所言、提舉河北西路常平王觀奏、相州見估賣官田、内有元係白地、因人戸承租、後來栽種到桑棗果木之類地段、並合酬佃人功力估價出賣」。

- (40) 同、政和二年四月十七日、及び四月二十二日の條。なお『文獻通考』は中止の日付を政和元年八月としているが、『會要』の記事が正しい。

- (41) 汪藻の『浮溪文粹』卷一四「朝散大夫直龍圖閣張公行狀」參照。

- (42) 『會要』官田、建炎元年五月十日の條、同建炎四年七月九日の條、同建炎四年七月十三日の條、同紹興元年十一月二十二日の條、同紹興二年九月十九日の條、『建炎以來繫年要錄』（以下『要錄』と略稱）卷五、建炎元年五月丁未の條、同紹興二年二月辛未の條等。

- (43) 『會要』官田、建炎三年正月十四日、「江南西路安撫・都總管司幹辦公事賈公睡言、……崇寧以來因買撲坊場、河渡及折欠官物沒納田產、如委實元祐公案不見、欲依本官所乞、依鄉原例紐折出賣、……從之」。

- (44) 同(43)、「其應冒占係省官田宅之家、指揮到日、限半月、許人戸自行陳首、依祖來租課輸納佃賃、如無舊額、卽比近鄰、立定租課爲准、……從之」。『宋史』卷一七三、食貨上一、農田「建

炎三年、凡天下官田、令民依鄉原例、自陳輸租」等。

(45) 『會要』官田、建炎四年二月三日の條。

(46) 同、逃移、建炎四年七月四日、兩浙轉運司の言に「管下州縣有被賊驅虜未歸之人、見今田業爲佃戶妄行認識、隱匿稅役、……如、三年內佃戶不歸、即依戶絕法、……從之」とあり、同、十月七日の詔にも「見今業主未歸并佃戶死亡、無人耕田者、……如過三年、佃主不歸、即依戶絕法」とあって、三年不歸の逃棄田に戶絕法を適用している。

(47) 同、官田、紹興元年六月九日の條。

(48) 同、官田、紹興二年六月二十九日「詔、諸路委漕臣一員、將管下應于係官田土、並行措置出賣」。なお、『要錄』卷四六、紹興元年秋七月戊申の詔では、「久佃之民失業」という理由で「諸路出賣官田指揮、勿行」としており、卷五五、翌二年六月戊午の詔で「江浙・湖廣・福建諸路各委漕臣一員、措置出賣官田」と指示している。『文獻通考』卷七、田賦七、官田には「紹興元年詔、盡鬻諸路官田、命各路憲臣總量措置」と記すのみで、諸史料の記述に異同があるが、『會要』に従う。

(49) 『會要』官田、紹興三年三月十三日、「戸部言、常平司見管閑田、權令人戸認納二稅、却於常平倉送納、候及三年、依條出賣、或立定租課、許人戸添租承租、給最高之人」。部分的に租佃させている點に注意。

(50) 『會要』逃移、紹興三年四月二十五日、工部侍郎李擢言、平江陷虜之民業田、多有舊佃戶主人見用漕司申請、除歲納常賦外、餘爲三分、一以給佃戶、一以輸官充上供、一以拘籍在官、候其歸業、其佃田給還、二年不歸、即依戶絕法」。

(51) 『會要』官田、紹興三年七月二十四日、「臣僚言、建州賊火勦滅之後、官司籍沒到賊中同事田產不少、……今來籍沒到賊人田產、自合依法出賣、從之」。

(52) 『會要』官田、紹興六年二月十二日、「臣僚言、兩浙東西・江南東西・福建・廣南東西路所管鄉村戶絕并沒官及賊徒田舍與江漲沙田・海退泥田、昨爲兼併之家作弊、計囑人吏、小立租額佃賃、不盡歸公上、以降指揮將逐色田舍、委監司總領出賣」。

(53) 『要錄』卷一四八、紹興十有三年閏四月壬寅、「詔、人戸應管田產、雖有契書、而今來不上砧基簿者、並拘沒入官」。

(54) 『會要』官田、紹興二十年四月六日、「戸部言、契勘州縣沒官田土、往往形勢之家互相割佃、今欲乞、更不許人承租、並歸撥常平司拘收、與見興水利一就措置、仍令轉運・提刑・茶鹽等司、如有沒官田土、即具數報常平司拘收、……從之」。

(55) 『會要』官田、紹興二十八年十月十七日、「詔戸部、所在常平沒官戶絕田產、已佃未佃、已添租未添租、並行拘收出賣」。

(56) 『宋史』卷一七三、食貨上一、農田。

(57) 『會要』官田、乾道元年三月三日の條。

(58) 『會要』官田、乾道二年十一月十七日の條。

(59) 『會要』官田、乾道四年八月三日の條。

(60) 『會要』官田、乾道六年正月二十九日の條。

(61) 『會要』農田、乾道六年二月一日の條、及び『會要』官田、同年月日の條。

(62) 『會要』官田、乾道七年正月十七日の條。

(63) 『會要』官田、乾道八年十一月六日の條。

(64) 『會要』官田、乾道九年正月十五日の條。

65 『會要』墾田、淳熙元年五月二十一日の條。

66 『會要』官田、淳熙三年二月二十四日の條。

67 『會要』官田、淳熙元年六月十八日の條。

68 『會要』官田、淳熙六年二月三日の條。

69 『會要』官田、淳熙十三年四月十八日の條、及び王圻『續文獻通考』卷三十一、羅。

70 『會要』官田、淳熙十四年六月十三日の條。

71 『會要』官田、紹熙四年八月十六日の條、及び『會要』官田慶元元年八月十八日の條。

72 『會要』官田、嘉泰三年五月十六日の條。

73 『文獻通考』卷七、田賦七、官田。

74 『會要』官田、嘉定十二年正月十七日の條。

75 例えは袁説友の『東塘集』卷九「增羅常平倉米疏」は、慶元元年（一一〇〇）の沒官戸絶田出賣を批判し、租佃で運用するよう求めた内容のものであるが、これによると、浙東七州の沒官戸絶田の估價は合計して僅かに十二萬貫、袁説友が到任した慶元二年の賣上額は四萬貫に過ぎなかったという。

76 このような一括整理のような措置がとられた理由としては、例えは黄餘の『勉齋集』卷二九、行狀、「新添申臨江軍及諸司、乞申朝給下賣過職田錢就人戸取回」に、「乃因慶元年間嘗有朝旨、出賣官田、所謂官田者、乃籍沒逃死無主之田、而非職田之謂也、一時官司鹵莽、略不契勘、形勢之家買諉胥吏、併以職田爲官田請買、遂使一千二百餘石之職田、一旦盡變而爲豪民之田」というように、職田を請買するような形勢の不法行爲が多くなっていたことをあげ得るだろう。

77 例えは『會要』墾田、淳熙元年五月二十一日（湖北）路安撫曾逮言、營田不可出賣、利害尤明、盡一頃歲收穀八十餘碩、若出賣價錢止五十緡、不可以五十緡目前之利、而失八十斛每歲之入。

78 『長編』卷三三〇、熙寧五年二月壬子の條によると、淤官田は赤淤の地で每畝三貫から二貫五百、花淤の地で二貫五百から二貫の價格で七十四戸が承買している。

79 『會要』農田、天聖三年十月の條等。

80 『會要』官田、建炎四年二月三日の條等。

81 草野靖「宋代の割佃」（『史艸』一一）所引。

82 『會要』官田、紹興二十九年五月十四日の條、『要錄』卷一八三、紹興二十九年冬十月己卯の條、同紹興三十年夏四月丁丑の條。

83 『會要』官田、隆興元年十一月十五日の條。

84 註の參照。

85 『會要』農田、天聖元年七月、同天聖三年十月、同天聖七年五月の條。

86 『會要』農田、天聖七年五月の條。

87 『會要』民產、熙寧十年（一〇七七）九月三日の詔に「出賣莊產、並依鄉原、立定約中租課（註、元有者依舊）、其價錢、係買人、自許買後、限兩箇月、納及二分、方得交業、別限二年、分作兩限、元佃人、自許買後、限三年、分作三限送納、以上每約一分價錢、即減一分租課」

88 『會要』官田、紹興五年正月三日の條、同紹興二十八年十月十七日の條。

09 『會要』官田、紹興五年正月三日の條。

00 『會要』官田、紹興二十八年十月十七日、「權發遣浙東提刑邵大受言、……竊恐、近日錢物最爲難得、錢一不繼、便至沒官、則人不敢投狀、……仍許將金銀依時價折納」。

01 周藤吉之「宋代の兩稅負擔」(『中國土地制度史研究』所收) 參照。

02 註03參照。

03 『會要』官田、淳熙十年十月十七日、「浙西提舉王尙之言、只平江一府根括到田產一十二萬四千二百三十一畝一角九步、歲收官租二萬一千二百三十三石一斗二升九合」。

04 『會要』官田、淳熙十六年閏五月十一日、「浙西提舉司史彌正言、其淳熙十四年九月以後續收常平沒官田產、依已降指揮、見行出賣、其間未盡田尚有二萬一千餘畝、歲收官租二千五百餘石」。

05 『會要』農田、天聖元年八月十二日、「伏覩元年七月敕、戶絕莊田、檢覆估價、曉示見佃戶、依價納錢、竭產買充永業、或見佃戶無力、卽問地鄰、地鄰不要、方許無產業中等以下戶全戶收買」。

06 『會要』官田、乾道三年閏七月二十五日、「戶部侍郎曾懷言、諸路未賣沒官田產、計價錢一百四十餘萬貫、今欲乞、下逐路常平司、從實估價、再限一季、召人承買、二稅與免十之三、從之」。

07 『會要』官田、乾道六年二月一日、「臣僚言、浙西・江東・淮東諸處沙田蘆場、爲有力之家請佃、包占畝步、昨據人戶供具、計二百八十餘萬畝、並未曾起理租課、乞行下估價出賣、從之」。

08 『要錄』卷一八〇、紹興二十有八年冬十月癸卯の條。

09 『會要』官田、紹興二十九年七月二十七日、戶部提領官田所の言には、「將見佃賃未賣田宅、已滿一年、與理爲見佃賃之家」とあり、一年以上租佃していれば見佃人とみなしている。

000 「地鄰」については天聖年間以降、史料上に現われてこない。出賣策の展開に伴って次第に空文化化していったものと思われる。

001 註09參照。

002 『會要』官田、紹興十二年十月二十一日の條。

003 『會要』官田、紹興五年正月三日の條。

004 『會要』官田、紹興二十九年七月五日の條。

005 『會要』農田、治平四年十一月の條。註09參照。

006 『會要』官田、紹興五年正月三日の條。

007 『會要』檢田、「詔定、諸請買荒廢地土、已經開墾、并增修池塘堤岸之類、却有諸般詞訟、但合斷歸後人者、並官爲檢討、用過功價、酬還前人、其增蓋舍屋・栽植竹木之類、亦償其直、願拆伐者聽」。

008 『會要』農田、政和元年十月二十日の條。

009 『會要』官田、紹興二十八年十月十七日の條。

010 『會要』官田、紹興二十九年五月一日の條。

011 草野靖氏は「宋代官田の租種管業」(『東洋史研究』二八一)に於いて、江西屯田に於ける「立價交佃」「資陪」の對象價錢をこの工本錢に求めておられるが、「立價交佃」の價は高橋氏註(4)論文に於いて明らかにされたように田價そのものである。田價の二分(乃至三分)に見積られる工本錢が田價であり得るはずはない。工本錢＝功直を田價の二分に見積るといふ慣行

は、官田出賣策の中で發生した見佃人優遇措置であり、従つて見佃人がその田土を承買する限りに於いて意味を持つのであつて、所謂「佃權」(草野氏のいう「租種管業權」とは全く無關係である。

012 『會要』官田、紹興二十九年二月二十二日の權戶部侍郎趙令畧の言に「出賣沒官田宅、見有承佃去處、仰知通令佐監督合千人、估定實價、與減二分」とあり、これは見佃人であれば無條件で估價の二分を減じた例であるが、同年七月の戶部提領官田所の措置は、この方式を訂正したものと見られる。

013 『會要』官田、乾道二年十一月九日の條。

014 『會要』官田、乾道九年正月十五日の條。

015 『會要』官田、慶元元年八月十八日の條。

016 『會要』官田、紹興二十九年七月五日の條、同、紹興三十年三月十三日の條。

017 『會要』官田、紹興二十九年七月五日の條。

018 同右。

019 租佃田のまま、將來の典賣に際しては稅田同様に扱うことができるとした例は、北宋末に見られる。これは『會要』農田、宣和元年(一一一九)八月二十四日の條に「農田所奏、應浙西州縣、因今來積水減退露出田土、乞每縣選委水利司暗曉農田文武官、同與知佐、分詣鄉村、檢視標記、除人戶己業外、其餘遠年逃田・天荒田・草葑蕩及湖澤退灘沙塗等地、並打量地歩、立四至・坐落・著望鄉村、每園千字文爲號、置簿拘籍、以田隣見納租課、比撲量減分數、出榜限一百日、召人實封投狀、添租

請佃、限滿析封、給租多之人、每戶給戶帖一式、開具所佃色步畝・著望・應納租課、如將來典賣、聽依係籍田法」とある。これは、對象となる田土が「積水減退」による「露出田土」であり、己業外の田土の地籍を劃定し、租課を定めるための措置であつたらしい。この時期には官田出賣策はとられていなかった。

附表 宋代官田出賣策略年表

——は出賣策がとられていた時期、
……は一部出賣、一部租佃の時期、
~~~は出賣中止期であることを示す。

天禧三年(一〇一九)

戶絕田のうち、肥沃なものは租佃、瘠土は出賣。

天禧五年(一〇二一)

蜀の戶絕田、全面出賣。

天聖元年(一〇二三)

戶絕田全面出賣。州縣官の估價による。

天聖五年(一〇二七)

「召人承買」方式を採用。

嘉祐二年(一〇五七)

廣惠倉に撥入、租佃。

熙寧二年(一〇六九)

戶絕田、全面出賣再開。

熙寧七年(一〇七四)

提刑司が提轄、「實封投狀」方式を採用。

熙寧八年(一〇七五)

「諸畸零不成片段田土」は戶絕法により出賣。

元豐元年(一〇七八)

「抵當田」、戸絶法により出賣。

乾道二年(一一六六)

四川の營田は出賣せず。

建中靖國元年

(一一〇〇)

「折納田」、戸絶法により出賣。

乾道四年(一一六八)

官田出賣全面中止、租佃。

政和元年(一一一一)

天荒田・省莊・廢官職田・沙田蘆場・圩田等も出賣。

乾道六年(一一七〇)

王繼元の沒官田を減價出賣。浙西・江東・兩淮・京西の官田を除き、營田も含めて官田出賣再開。

政和二年(一一一二)

官田出賣を全面中止、租佃。

乾道八年(一一七二)

湖北の營田は出賣せず。

建炎元年(一一二七)

蔡京・王黼等の籍沒田、出賣。

淳熙元年(一一七四)

「戸部提領官田所」結局、官田出賣中止。

建炎四年(一一三〇)

「三年不歸」の田、戸絶法に依る。

淳熙三年(一一七六)

沒官田・營田・沙田等出賣再開。

紹興元年(一一三一)

沒官・戸絶田、全面出賣。提刑司提轄、「實封投狀」方式。

淳熙六年(一一七八)

出賣中止、常平司に拘收、租佃。

紹興二年(一一三二)

轉運司管下の田土も出賣。

淳熙四年(一一八七)

沒官田等、出賣再開。

紹興三年(一一三三)

三年を経た「荒田」、賊徒沒官田を出賣。

紹熙四年(一一九三)

出賣再開。

紹興六年(一一三六)

「江漲沙田」「海退泥田」を出賣。

慶元元年(一一九五)

出賣再開。

紹興三十二年(一一五〇)

官田出賣全面中止。常平司に拘收、租佃。

嘉泰三年(一二〇三)

「安邊所田」創設。

紹興三十二年(一一五〇)

出賣再開、「戸部提領官田所」を設置。

嘉定元年(一二〇八)

沒官田出賣再開。

紹興三十二年(一一五〇)

營田出賣の議おこる。

嘉定三年(一二一五)

沒官田出賣再開。

乾道元年(一一六五)

營田を全面出賣。

## The Policy of Alienation of Official Lands 官田 in the Sung 宋 Dynasty

*Kazuyasu Shimasue*

The land classifications into which official Sung lands fell were of many types, each with its own history, and gradually from the Northern to the Southern Sung, a great deal of official lands other than *t'un-t'ien* 屯田, *hsüeh-t'ien* 學田, and *chih-t'ien* 職田 were sold. This policy of official land alienation was one characteristic of the Sung's official land policy. If we ignore this, then I believe we will run into the danger of discussing the growth of cultivation rights and of trying to analyze production relations at the same time as non-official lands or *min-t'ien* 民田. Under the policy of official land alienation in cases where cultivators purchased land whose value was set by an official or by auction, he was treated extremely well; however, when one lacked the capacity to purchase the land, one was compelled by force to abandon it *ch'an-t'ien* 畧田. Taxes on purchased land were assessed in compliance with the *liang-shui* 兩稅 system.

The fact that throughout the Sung so much official land was dealt with under this policy indicates that the continuation of the cultivation of official land was always in an unstable state; in other words, unless one bought the land that one was cultivating, gained ownership rights, and recorded it in the land registers as land which was taxed under the *liang-shui* system, then the rights to cultivation would not be guaranteed.